

[illegible]

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百九号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和三年度募集の要領は、次のとおりである。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

令和三年四月一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和三年四月一日から同年五月二十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和三年六月二日、三日、四日又は七日のうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

4 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和四年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

1 現に高等学校在学中の方の受験は不可である。

2 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第二百十号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和三年四月二日

番号	図 書 名	著 者	文	岡山県知事 伊原木 隆 太
		発 行 所	対 象	
1	ほらびったり	ナオミ・ジョーンズ ジェームズ・ジョーンズ 環ROY	絵 訳	ブロンズ新社 幼児
2	そしておめでとう	瀬戸口 清 文 えがしら みちこ	詩 絵	ニジノ絵本屋 "
3	もしかしたら m a y b e	コピ・ヤマダ ガブリエラ・バロウチ 前 田 まゆみ	作 絵 訳	バイインターナショナル 小学生 (低)
4	よんひやくまんさいのびわこさん	梨 木 香 歩 小 沢 さかえ	作 絵	理 論 社 " (中)
5	十二支えほん	谷 山 彩 子	作	あすなろ書房 " (中)
6	記号のポケット図鑑	画工舎 児 山 啓 一	編集 監修	あかね書房 " (中)
7	こども衛生学	宮 崎 美砂子	監修	新星出版社 " (高)
8	星明かり	熊 谷 千世子 宮 尾 和 孝	作 絵	文 研 出 版 " (高)
9	シリーズの戦争で、友だちが死んだ	桜 木 武 史 武 田 一 義	文 絵	ポ プ ラ 社 中 学 生
10	彼方の光	シェリー・ピアソル 斎 藤 倫 子	作 訳	偕 成 社 "

◎岡山県告示第二百十一号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	封印お宝スキャンダル 2021年4月号 vol. 020	マイウェイ出版
2	〃	実話ナックルズ 4月号	大 洋 図 書
3	〃	恋愛宣言PINKY 2021年4月号	秋 水 社
4	〃	週刊実話 ザ・タブー 4月9日号	日本ジャーナル出版
5	〃	EX特ダネ NG SHOT 第14号	インテルフイン

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いちばんぼし

2 所在地

赤磐市町苅田二七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人泉学園

2 主たる事務所の所在地

岡山市南区浦安本町一九〇番地

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三五一三〇〇一一〇

五 事業の種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ものの家

2 所在地

都窪郡早島町早島一六三九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社桃林堂

2 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島一六三九―二

三 指定年月日

令和三年二月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇〇九六

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ごきげん塾 浅口

2 所在地

浅口市金光町占見新田七七七香取第3ビル2階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社アルキメデス

2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町占見新田九三二―五

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇〇七一

五 事業の種別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

チルドレンハウス・つばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土二二一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二一―一

三 指定年月日

令和三年三月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇六一

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ジュネス

2 所在地

勝田郡勝央町植月中一二六四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社メビウスの輪

2 主たる事務所の所在地

津山市上之町六三一

三 指定年月日

令和三年二月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇五三

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ペリー放課後 真庭

2 所在地

真庭市勝山一二五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ピタゴラス

2 主たる事務所の所在地

真庭市久世二六六九―四

三 指定年月日

令和三年三月一日

四 事業所番号

三三五―四〇〇〇六八

五 事業の種別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あそび王国津山沼事業所

2 所在地

津山市沼四五〇タウンニーハイツB棟二〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

やる気スイッチ株式会社

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町豊久田三二七一―五

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二五一

五 事業の種別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

step socio

2 所在地

津山市金井一ー一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田三六一一

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二六九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

備北介護センター「うらら」

2 所在地

高梁市落合町近似一三九〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人明愛会備北介護センター

2 所在地

高梁市落合町近似一三九〇番地一

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇七二六

五 サービスの種類

訪問介護

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター大原

2 所在地

岡山県美作市古町一八五〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ハピニティー株式会社

2 所在地

美作市川上三〇番地一

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇九三三

五 サービスの種類

通所介護

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション ライフグッド

2 所在地

笠岡市小平井二〇三九番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社西生会

2 所在地

笠岡市小平井二〇三九番地二

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇五九〇〇三二

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あなぐま舎

2 所在地

久米郡美咲町中三〇八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人アーツ&クラフツビレッジ

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町中三〇九〇番地

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三一三八〇〇二三一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイセンターなずな赤磐

2 所在地

赤磐市町苅田二七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人泉学園

2 主たる事務所の所在地

岡山市南区浦安本町一九〇番地

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇二四二

五 サービスの種類

生活介護

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

輪家

2 所在地

赤磐市町苅田二七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人泉学園

2 主たる事務所の所在地

岡山市南区浦安本町一九〇番地

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇二五九

五 サービスの種類

短期入所

◎岡山県告示第二百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションゆうぜん

2 所在地

津山市沼六八三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 主たる事務所の所在地

津山市沼六八三一

三 指定年月日

令和二年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇八五四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション総社

2 所在地

総社市井尻野三三―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さんあい

2 主たる事務所の所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二―八―二

三 廃止年月日

令和三年一月三十一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四三二

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

◎岡山県告示第二百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一	区分
	指定一般相談支援事業者
二	事業所の名称及び所在地
1	名称
	相談支援事業所のどこ
2	所在地
	赤磐市町苅田二七番地
三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称
	社会福祉法人泉学園
2	主たる事務所の所在地
	岡山市南区浦安本町一九〇番地
四	指定年月日
	令和三年四月一日
五	事業所番号
	三三三一一三〇〇〇七三
六	サービスの種類
	地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第二百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

藤田病院

2 所在地

岡山市東区西大寺上三―八―六三

二 認定年月日

令和三年三月三十一日

三 認定の有効期限

令和六年三月三十日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

中谷外科病院

2 所在地

玉野市田井三―一―二〇

二 認定年月日

令和三年三月三十一日

三 認定の有効期限

令和六年三月三十日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

セントラルシテイ病院

2 所在地

岡山市南区築港栄町一九―三〇

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

二 認定年月日

令和三年四月一日

三 認定の有効期限

令和六年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷平成病院

2 所在地

倉敷市老松町四―三―三八

二 認定年月日

令和三年四月一日

三 認定の有効期限

令和六年三月三十一日

◎岡山県告示第二百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

高梁医師会立訪問看護ステーションやまび

高梁市向町四

訪問看護（更生医療・腎臓）

令和三年四月一日

こ

のぞみ薬局中央店

津山市押入一三六一六

調剤

令和三年四月一日

◎岡山県告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

足高薬局東総社店

総社市総社二一〇一四

調剤

令和三年四月一日

ザグザグ薬局総社東店

総社市井出一二四二一三

調剤

令和三年四月一日

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関		
名 称	所 在 地	担当する医療の種類
エスマイル薬局やかげ店	矢掛町矢掛二六八八一五	調剤
松岡ケミカル株式会社松岡薬局	笠岡市新賀二五四	調剤
エスマイル薬局さつき店	津山市押入一一三六一一六	調剤
田辺薬局今市店	井原市西江原町二五一一	調剤
		辞退年月日
		令和三年三月三十一日
		令和三年三月三十一日
		令和三年三月三十一日
		令和三年三月五日

◎岡山県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可し、令和三年岡山県告示第百三十八号（土地改良事業の施行認可）は、廃止する。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

丘2番川1―1号

かんがい排水

三 認可年月日

令和三年三月四日

◎岡山県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四三〇号	玉野市玉三丁目一〇〇番地先から 玉野市玉三丁目一三番地先まで	令和三年四月二日

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

〔二三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 江良工区、原工区、原上工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 江良工区、原工区、原上工区）
変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年四月二日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

〔一三一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市	測 量 区 域
基本測量（オルソ作成）	測 量 の 種 類
令和三年四月二十六日から令和四年三月三十一日まで	測 量 期 間

令和3年4月2日 岡山県公報 第12282号

〔一三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字杉谷七六五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一三一七アーバンハイツリブー 二〇五号室

榎原 和哉

三 許可番号

岡山県指令建指第三二七号